

■ B.LEAGUE 新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン改正箇所一覧
※表記誤りの修正や、軽微な表現変更については除きます

チャプター1

改正前	改正後	主旨
<p>(7) 新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者が出た場合のレギュレーション</p> <p>①PCR検査で陽性反応が出た方の復帰タイミング</p> <p>PCR検査で陽性反応が出た方の復帰タイミングについては、厚生労働省の基準と競技特性を踏まえ、目安を設定していません。自宅療養解除もしくは退院可能（完治診断）からの復帰は、特に有症状だった場合は、体力低下や体調がすぐれないケースもあるため、チームドクターなどと相談しながら選手の復帰タイミングを検討してください。</p> <p>自宅療養、入院療養の場合も、新型コロナウイルス感染症の症状有無によって全体的な期間は変わります。</p> <p>また復帰までの時間は、症状の軽快まで個人差があるため、あくまで目安となります。</p>	<p>(7) 新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者が出た場合のレギュレーション</p> <p>①PCR検査で陽性反応が出た方の復帰タイミング</p> <p>完治診断については、厚生労働省の示す「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）」（令和2年2月6日健感発 0206 第1号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）に従うこととします。</p> <p>なお、完治診断時に医師や保健師から申し送りされる事項については、必ず手元で記録しておいてください。統一検査における陽性リスク等が指摘される場合も、これを必ず記録して下さい。</p> <p>また、完治後の復帰タイミングは、症状の有無および程度により後遺障害への措置要否が一律ではないため、チームドクターと主治医もしくは、チームドクターか主治医の判断によって決定してください。</p>	<p>完治診断は厚生労働省の示す規定に従い、復帰についてはドクターの判断による</p>
<p>(7) 新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者が出た場合のレギュレーション</p> <p>※規定無し</p>	<p>(7) 新型コロナウイルス感染者および濃厚接触者が出た場合のレギュレーション</p> <p>③濃厚接触者調査中における試合エントリー</p> <p>保健所による濃厚接触者の調査中におけるエントリー可否は、Bリーグ独自の濃厚接触者判断基準を用い、本基準における「リスク小」までは試合エントリーを許容し、「リスク中」、「リスク大」および「ア.練習環境」と「イ.移動時・日常生活」にて抵触する場合には、PCR検査が陰性であっても試合エントリーは認められません。本基準は、国立感染症研究所感染症疫学センター発行の「新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要綱」に基づいて設定されており、「ア.練習環境」、「イ.移動時・日常生活」の基準をすべて網羅した場合においてのみ、「ウ.オンコート」の基準に即し、「リスク小」から「リスク大」までを評価します。</p> <p>※以下図示</p>	<p>保健所による濃厚接触者調査中における試合エントリー判断基準について新設</p>
<p>(8) 緊急事態宣言について</p> <p>④イベント開催制限の段階的緩和の目安</p>	<p>(8) 緊急事態宣言について</p> <p>④イベント開催制限の段階的緩和の目安</p> <p>※掲出資料の差し替え</p>	<p>12月以降の収容率制限に伴う根拠資料の更新</p>

<p>(10) Bリーグ統一検査 ※規定無し</p>	<p>(10) Bリーグ統一検査 ④の2 統一検査の新規選手およびコーチ特例対応 1.新規でリーグ登録される選手と、JBA コーチライセンス B 級以上を有するコーチについては、検体数確定日以降の追加検査実施対応を次のとおり規定する 2.検体数確定から検体回収日までの期間での対応：選手については契約が確認できる契約書の写し、コーチについては BDS 登録を確認した後、当該者分の検体数を当初予定数量に加算し、当初規定検査回収日にて追加対応する 3.検体回収日から次回検体回収日 5 日前までの期間での対応：選手については契約が確認できる契約書の写し、コーチについては BDS 登録を確認した後、統一検査を当初指定日以降で追加実施する。ただし、この時契約書や BDS 登録確認の 4 日後を検体回収日とし、検査を実施する</p>	<p>統一検査運用に際する新規登録選手とコーチへの特例対応を規定</p>
--------------------------------	--	--------------------------------------

CHAPTER 5

改正前	改正後	主旨
<p>セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ▶収容率 50%の場合※9/11 付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知後も同様</p>	<p>セクション 2：運営 (1) 座席の配置について ▶収容率 50%の場合※11/12 付内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長通知後も同様</p>	<p>収容率および人数上限の緩和措置後の取り扱いについてを明示</p>
<p>セクション 2：運営 (9) ファンサービスについて ※ ・選手およびチームスタッフに対するハイタッチや握手、写真撮影、サイン会およびプレゼントの授受等のファンサービスは禁止とします。オンラインでのファンサービスなど、対面しない方法の検討を行ってください。 ・会場における入り待ち・出待ちについても同様に禁止とします。 ・開幕後 1 ヶ月程度のアリーナ運用と感染発生状況に鑑み、サービス実施についての自粛緩和を検討します。 ・ファンへの対応と合わせ、スポンサー・協力企業の方への対応についても上記のとおり整理してください。</p>	<p>セクション 2：運営 (9) ファンサービスについて ※ ・選手およびチームスタッフに対するハイタッチや握手、写真撮影、サイン会およびプレゼントの授受等の対面でのファンサービスは禁止とします。オンラインでのファンサービスや、フィジカルコンタクトを伴わない方法の検討を行ってください。 ・会場における入り待ち・出待ちについても同様に禁止とします。 ・スポンサー・協力企業の方への対応についても、原則上記のとおり整理することとしますが、進行上の写真撮影やプライズボードの提供、ボールパス・トス等については、身体的距離を保ち、備品の消毒や飛沫の回避措置を行った上で、クラブごとに対策が可能な体制において実施して下さい。</p>	<p>アリーナでの実運用をふまえ、禁止事項と運用検討可能な範囲を整理</p>
<p>セクション 2：運営 (11) 入退場口における対応について ※項目の最後に入場フローがあります ③入場チェック ※ 入場口全てで入場チェックを行います。 来場者数と開場～試合開始までの時間をふまえ、適正な数を設置するようにしてください。 来場者はマスクを持参されていることを確認し、アリーナ内ではマスクの着用を呼びかけてください。 マスクを持参されていない場合は入場をお断りしてください。</p>	<p>セクション 2：運営 (11) 入退場口における対応について ※項目の最後に入場フローがあります ③入場チェック ※ 入場口全てで入場チェックを行います。 来場者数と開場～試合開始までの時間をふまえ、適正な数を設置するようにしてください。 来場者はマスクを持参されていることを確認し、アリーナ内ではマスクの着用を呼びかけてください。 ※ただし、2 歳未満の子どもの場合は一律に着用を求めないこととします</p>	<p>厚生労働省の示すマスク着用に関する 2 歳未満の子どもへの対応を反映</p>



<p>入場前の待機列が「密」にならない工夫を行ってください。</p>	<p>マスクを持参されていない場合は入場をお断りしてください。 入場前の待機列が「密」にならない工夫を行ってください。</p>	
<p>セクション 2：運営 (12) 応援時の観戦マナー 【飛沫感染防止】 ①大きな声で歌を歌う、大きな声を出しての応援、指笛 ②周囲の来場者へ向けて上記のような行動を煽る行為 ③手持ちのアイテムを"振る"もしくは"回す"行為 (タオルマフラー、大旗含むフラッグなど) ④風船やジェット風船等の使用</p>	<p>セクション 2：運営 (12) 応援時の観戦マナー 【飛沫感染防止】 ①大きな声で歌を歌う、大きな声を出しての応援、指笛 ②周囲の来場者へ向けて上記のような行動を煽る行為 ③手持ちのアイテムを"振る"もしくは"回す"行為 (タオルマフラー、大旗含むフラッグなど) ※ただし、来場者自身の身体やプログラム、グッズ等を隣の来場者と接触しない範囲で揺らす、動かす行為は除く ④風船やジェット風船等の使用</p>	<p>許容する行為範疇について、ただし書きで明示</p>